

石川県公報

平成25年10月1日
第12634号（火曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告			
○歳入の徴収事務の委託	(文化振興課)	1	○政府調達に関する協定に係る入札公告 (水道企業課)	3	
○救急病院の認定	(地域医療推進室)	1	○石川県農林総合研究センターで生産する種苗の配布公告	(生産流通課)	5
○保安林の指定の解除	(森林管理課)	1	○土地区画整理組合の理事就任公告	(都市計画課)	5
○公有水面埋立ての免許の出願	(水産課)	2	公安委員会		
○一般競争入札の落札者等	(道路整備課)	3	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	6	
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)		3			

告 示

石川県告示第410号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。
平成25年10月1日

石川県知事 谷本正憲

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
石川県・金沢市文化施設共通鑑賞パスポート（石川県立美術館及び石川四高記念文化交流館を含む共通利用券をいう。）に係る使用料の徴収事務	金沢市広坂2丁目2番5号	公益財団法人石川近代文学館	平成25年10月1日から同月31日まで

石川県告示第411号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成25年10月1日

石川県知事 谷本正憲

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
小松ソフィア病院	小松市沖周辺土地区画整理事業地内仮地番5街区30号	平成25年10月1日	平成28年9月30日

石川県告示第412号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年10月1日

石川県知事 谷本正憲

- 解除に係る保安林の所在場所
白山市中島町カ62の7（次の図に示す部分に限る。）、62の11、62の12
- 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第413号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、同法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成25年10月1日から同月21日まで石川県農林水産部水産課及び石川県中能登土木総合事務所羽咋土木事務所において縦覧に供する。

平成25年10月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 出願年月日

平成25年9月2日

2 出願者の名称

石川県

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

羽咋郡志賀町酒見河原183番の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次直線で結んだ線、③の地点と④の地点とを結ぶ平成24年10月9日付け石川県指令水第2196号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+0.38mより決定)及び④の地点と①の地点とを結ぶ平成23年の秋分の満潮位(D.L.+0.56m)における公有水面と富来漁港東防波堤との境界線により囲まれた区域

①の地点 H19富来原点(北緯37度08分37.26秒、東経136度41分53.12秒)から 86度34分05秒 155.06メートルの地点

②の地点 ①の地点から 288度13分42秒 7.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から 18度13分41秒 197.73メートルの地点

④の地点 ③の地点から 108度14分45秒 7.00メートルの地点

ウ 面積

1,383.63平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

羽咋郡志賀町酒見河原181番、182番及び183番並びに同町酒見河原176番2、176番4、181番、182番及び183番並びに同町西海風戸ヌ54番2及び61番2の地先公有水面

イ 区域

次の㊦地点から㊧の地点までを順次直線で結んだ線及び㊧の地点と㊦の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 H19富来原点(北緯37度08分37.26秒、東経136度41分53.12秒)から 111度52分42秒 71.53mの地点

㊱の地点 ㊦の地点から 18度26分13秒 622.23mの地点

㊲の地点 ㊱の地点から 134度06分00秒 95.56mの地点

㊳の地点 ㊲の地点から 198度26分29秒 590.10mの地点

ウ 面積

52,198.75平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

石川県告示第414号

W T O (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成 25 年 10 月 1 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
石川県道路・雪情報管理システム機器 一式 借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県土木部道路整備課舗装・維持補修グループ
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 9 月 19 日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北陸
金沢市彦三町 1 丁目 1 番 1 号
- 5 落札金額
84,900,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成 25 年 8 月 9 日

公 告**特定非営利活動法人の設立認証申請公告**

特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成 25 年 10 月 1 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成 25 年 9 月 13 日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 内川体育協会
- 3 代表者の氏名
高山 賢悟
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市三小牛町 20 の 1 番地 10
- 5 定款に記載された目的
この法人は、内川地区を中心とした小中学校の児童生徒から高齢者までの住民やゆかりの有る個人や団体などに対して、スポーツに関わるイベントや教室の開催等を主たる事業とし、スポーツを通じて元気で明るい地域の振興と活性化に寄与することを目的とする。

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおり W T O (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成 25 年 10 月 1 日

1 調達内容

(1) 購入件名及び予定数量

誘導結合プラズマ質量分析装置(ICP-MS) 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年2月17日

(4) 納入場所

石川県手取川水道事務所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成25年石川県告示第83号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を指定した日時及び場所に確実に納入できることを証明する書類を平成25年10月25日(金)午後5時までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-2115 白山市白山町336番地

石川県手取川水道事務所庶務課 電話番号 076-273-1305

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成25年11月11日(月)午後5時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成25年11月12日(火)午前11時

石川県手取川水道事務所大会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
Inductively Coupled Plasma Mass Spectrometry System 1 set
- (2) Delivery date
By 17 February 2014
- (3) Delivery place
Tedori River Waterworks Management Office Ishikawa Prefectural Government
- (4) Time limit of tender
5:00 p.m. 11 November 2013
- (5) Contact point for the notice
General Affairs Division Tedori River Waterworks Management Office Ishikawa Prefectural Government
336 Shirayama-machi Hakusan 920-2115 Japan TEL 076-273-1305

石川県農林総合研究センターで生産する種苗の配布公告

石川県農林総合研究センター種苗配布規則（昭和28年石川県規則第16号の2）第2条の規定により、石川県農林総合研究センターで生産する種苗の平成25年度の配布の種類、数量、代価及び配布期限を次のとおり定めた。

平成25年10月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

年 産	種 類	数 量	代価 (税込)	配 布 期 限
平成25年産	大麦種子	2,925kg	262円/kg	平成25年11月末

土地区画整理組合の理事就任公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が就任した旨の届出があった。

平成25年10月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

小松市粟津駅西土地区画整理組合

就任した理事

氏 名	住 所	就 任 年 月 日
西 沢 耕 一	小松市符津町ワ69番地	平成25年9月3日

巽 龍之助	〃 符津町カ 1 番地	〃
畔 地 勇 次	〃 符津町ラ60番地 2	〃
谷 崎 嘉 康	〃 符津町う 12番地 3	〃
内 藤 美 希	〃 沖町レ92番地	〃

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第104号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月1日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第 2（一方通行の指定）2 以上の警察署管内にまたがる表20、21の項を次のように改める。

20	主要地方道松任字ノ気線、市道1級幹線126号戸水町線	白山市乾町157番地1先から金沢市鞍月3丁目145番地先まで（海側）	約10,460（白山署約4,160、金沢西署約6,300）メートル	終日	車両	白山市乾町方向から環状鞍月交差点に至る方向
21	主要地方道松任字ノ気線、市道1級幹線126号戸水町線	金沢市鞍月3丁目145番地先から白山市乾町157番地1先まで（山側）	約10,410（金沢西署約6,250、白山署約4,160）メートル	終日	車両	環状鞍月交差点方向から白山市乾町に至る方向

別表第 4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表に次のように加える。

1033	金沢市管理道路 金沢駅西広場通路	金沢市広岡1丁目802番地先	タクシー乗降場所から北安江1丁目方向への右折	車両	終日
------	---------------------	----------------	------------------------	----	----

別表第 4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表40の項を次のように改める。

40	市道2級幹線310号卯辰山公園線	金沢市豊国町55番地1先	卯辰山方向から東山1丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:30から8:30まで（土、日、休日を除く。）
----	------------------	--------------	--------------------	--------------	--------------------------

別表第 4（指定方向外進行禁止）白山警察署管内の表に次のように加える。

517	県道窪野々市線	野々市市扇が丘8番38号先	金沢市窪方向から金沢市横川方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:30から9:00まで（土、日、休日を除く。）
518	県道窪野々市線	野々市市高橋町22番2号先	野々市市本町二丁目方向から金沢市横川方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:30から9:00まで（土、日、休日を除く。）

519	市道野々市工大前通り線	野々市市高橋町217番地先	金沢市窪方向から金沢市高尾台方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:30から9:00まで (土、日、休日を除く。)
520	市道野々市工大前通り線	野々市市高橋町204番地先	野々市市本町二丁目方向から金沢市高尾台方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:30から9:00まで (土、日、休日を除く。)
521	主要地方道松任字ノ気線	白山市乾町104番地10先	野々市市柳町方向から白山市中新保町方向への右折	車両	終日
522	市道1号市道	野々市市柳町184番地1先	白山市徳丸町方向から白山市乾町方向への右折	車両	終日
523	市道2号市道	白山市乾町64番地2先	野々市市柳町方向から白山市乾町方向への左折	車両	終日
524	市道2号市道	野々市市柳町135番地3先	白山市徳丸町方向から白山市中新保町方向への左折	車両	終日
525	市道1号市道	白山市乾町104番地5先	野々市市柳町方向から白山市中新保町方向への右折	車両	終日
526	県道三日市松任線	白山市五歩市町400番地先	八ツ矢町方向から乾町方向への右折	車両	終日
527	主要地方道松任字ノ気線	白山市徳丸町262番地4先	野々市市三日市方向から白山市乾町方向への左折	車両	終日
528	主要地方道松任字ノ気線	白山市五歩市町367番地2先	八ツ矢町方向から中新保町方向への左折	車両	終日
529	県道三日市松任線	白山市徳丸町355番地2先	野々市市三日市方向から白山市中新保町方向への右折	車両	終日
530	主要地方道松任字ノ気線(副道)	白山市五歩市町361番地1先	野々市市三日市方向から白山市中新保町方向への右折	車両	終日
531	主要地方道松任字ノ気線(副道)	白山市五歩市町336番地1先	野々市市三日市方向から白山市中新保町方向への右折	車両	終日
532	市道五歩市北成線	白山市五歩市町286番地先	あさひ荘苑1丁目方向から乾町方向への左折	車両	終日
533	市道五歩市北成線	白山市五歩市町327番地3先	番匠町方向から乾町方向への左折	車両	終日

534	主要地方道松任 宇ノ気線	白山市五歩市町328番地 3 先	あさひ荘苑 1 丁目 方向から中新保町 方向への左折	車両	終日
535	市道あさひ荘苑 番匠線	白山市五歩市町334番地1先	番匠町方向から中 新保町方向への右 折	車両	終日

別表第 6 (車両の通行禁止) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。

86	市道浅川13号若 松町一丁目線15 号	金沢市若松町98番地先から 金沢市若松町101番地先まで	約60 メートル	終日	車両
----	---------------------------	---------------------------------	-------------	----	----

別表第 7 (歩行者用道路) 白山警察署管内の表に次のように加える。

54	市道高橋扇が丘 線	野々市市高橋町205番地先から 野々市市高橋町217番地先まで	約280 メートル	7:30から 9:00まで (土、日、休 日を除く。)	自動車及び原 動機付自転車
----	--------------	------------------------------------	--------------	--------------------------------------	------------------

別表第 8 (歩行者の横断禁止) 津幡警察署管内の表に次のように加える。

1	国道 8 号	河北郡津幡町字加茂ト94番地 3 先から 河北郡津幡町字庄ツ19番地先まで		終日	約1,200 メートル
---	--------	--	--	----	----------------

別表第10 (普通自転車歩道通行可) 津幡警察署管内の表64、65の項を次のように改める。

64	県道宇ノ気停車 場線	かほく市宇野気リ210番地先から かほく市宇野気リ 1 番地 1 先まで (東側歩道)		終日	約570 メートル
65	県道宇ノ気停車 場線	かほく市宇野気チ71番地先から かほく市宇野気ト28番地 5 先まで (西側歩道)		終日	約540 メートル

別表第11 (最高速度の指定) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。

230	市道犀川 6 号辰 巳町線	金沢市上辰巳町15番地 1 先から 金沢市浅川町ニ36番地先まで	約700 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引③を 除く。)
-----	------------------	-------------------------------------	--------------	----------------	----	-------------------

別表第11 (最高速度の指定) 金沢中警察署管内の表82の項を次のように改める。

82	市道 1 級幹線76 号浅川辰巳線	金沢市辰巳町口19番地先から 金沢市浅川町丁 1 番地先まで	約1,100 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引③を 除く。)
----	----------------------	-----------------------------------	----------------	----------------	----	-------------------

別表第11 (最高速度の指定) 小松警察署管内の表に次のように加える。

278	県道金平寺井線	小松市河田町ワ31番地 1 先から 小松市河田町リ72番地先まで	約530 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引③を 除く。)
-----	---------	-------------------------------------	--------------	----------------	----	-------------------

別表第11 (最高速度の指定) 小松警察署管内の表25、60、110、111の項を次のように改める。

25	市道矢田野小学 校通学路線、下 粟津通学路線、 下粟津町中線	小松市下粟津町ア 5 番地先から 小松市二ツ梨町オ288番地先まで	約950 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引③を 除く。)
----	---	--------------------------------------	--------------	----------------	----	-------------------

60	県道金平寺井線	小松市河田町子107番地先から 小松市埴田町ト233番地先まで	約1,000 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。）
110	市道若杉町小学 校線、若杉町墓 地線、県道若杉 町線	小松市若杉町ニ78番地先から 小松市若杉町子8番地先まで	約800 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（けん引③を 除く。）
111	市道若杉町西側 線、若杉吉竹線、 吉竹窯元線	小松市若杉町2丁目54番地先から 小松市吉竹町レ319番地先まで	約1,000 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（けん引③を 除く。）

別表第11（最高速度の指定）津幡警察署管内の表35の項を次のように改める。

35	町道川尻10号線	河北郡津幡町字川尻ヨ102番地1先 から 河北郡津幡町字川尻に193番地1先 まで	約700 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（けん引③を 除く。）
----	----------	--	--------------	----------------	----	------------------

別表第11（最高速度の指定）羽咋警察署管内の表23、57、58、63、64の項を次のように改める。

23	自動車専用道路 主要地方道金沢 田鶴浜線	羽咋郡志賀町上棚ぬ部29番地先から 羽咋郡志賀町矢駄9字13番地先まで	約2,680 メートル	毎時70キロ メートル	終日	自動車
57	自動車専用道路 主要地方道金沢 田鶴浜線	羽咋郡宝達志水町今浜ソ之部1番地 21先から 羽咋郡宝達志水町宿式号乙1番地4 先まで（本線下り線）	約330 メートル	毎時80キロ メートル	終日	自動車
58	自動車専用道路 主要地方道金沢 田鶴浜線	羽咋郡宝達志水町宿式号乙1番地4 先から 羽咋郡宝達志水町宿式号乙1番地2 先まで（本線下り線）	約600 メートル	毎時80キロ メートル	終日	自動車
63	自動車専用道路 主要地方道金沢 田鶴浜線	羽咋郡宝達志水町宿式号乙1番地1 先から 羽咋郡宝達志水町宿式号乙1番地2 先まで（本線上り線）	約250 メートル	毎時80キロ メートル	終日	自動車
64	自動車専用道路 主要地方道金沢 田鶴浜線	羽咋郡宝達志水町宿式号乙1番地2 先から 羽咋郡宝達志水町宿式号乙1番地4 先まで（本線上り線）	約600 メートル	毎時80キロ メートル	終日	自動車

別表第11（最高速度の指定）七尾警察署管内の表6の項を次のように改める。

6	国道470号 自動車専用道路 能越自動車道	七尾市高田町井之部39乙2番地先か ら 七尾市三引町23之部42番地1先まで	約650 メートル	毎時60キロ メートル	終日	自動車
---	-----------------------------	--	--------------	----------------	----	-----

別表第11（最高速度の指定）輪島警察署管内の表3の項を次のように改める。

3	主要地方道珠洲 里線	輪島市尊利地町イ字1番地1先から 輪島市里町9部5番地先まで	約830 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。）
---	---------------	-----------------------------------	--------------	----------------	----	--------------------------------

別表第13 (車両通行帯) 白山警察署管内の表46、55の項を次のように改める。

46	国道157号	白山市乾町153番地1先から 白山市乾町152番地2先まで (白山市鶴来方向から白山市田中町に至る方向)	4	約50 メートル
55	主要地方道松任 宇ノ気線	白山市乾町157番地1先から 白山市乾町157番地1先まで (中新保方向から乾東交差点に至る方向)	4	約100 メートル

別表第14 (進路変更禁止及び進行方向別通行区分) 白山市警察署管内の表11、23の項を次のように改める。

11	国道157号	白山市乾町153番地1先から 白山市乾町152番地2先まで (白山市鶴来方向から乾東交差点に 至る方向)	約50 メートル	4	終日	道路の左側端から数え て1番目の車両通行帯 は直進及び左折、2番 目の車両通行帯は直 進、3番目、4番目の 車両通行帯は右折
23	主要地方道松任 宇ノ気線	白山市乾町157番地1先 (乾東交差点)	約100 メートル	4	終日	道路の左側端から数え て1番目の車両通行帯 は直進及び左折、2番 目の車両通行帯は直 進、3番目、4番目の 車両通行帯は右折

別表第18 (駐車禁止) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

424	市道大徳12号寺 中町線23号	金沢市寺中町ホ55番地3先から 金沢市寺中町ホ80番地先まで	約250 メートル	終日	車両
-----	--------------------	-----------------------------------	--------------	----	----

別表第18 (駐車禁止) 寺井警察署管内の表に次のように加える。

54	市道出口倉重 線、倉重辰口線	能美市出口町へ213番地3先から 能美市辰口町572番地1先まで	約1,720 メートル	終日	車両
----	-------------------	-------------------------------------	----------------	----	----

別表第18 (駐車禁止) 寺井警察署管内の表3の項を次のように改める。

3	主要地方道金沢 小松線	能美郡川北町字壱ツ屋ニ71番地先から 能美市山田町12番地先まで	約1,200 メートル	終日	車両
---	----------------	-------------------------------------	----------------	----	----

別表第18 (駐車禁止) 津幡警察署管内の表49の項を次のように改める。

49	町道川尻10号線	河北郡津幡町字川尻ヨ102番地1先から 河北郡津幡町字川尻に193番地1先まで	約700 メートル	終日	車両
----	----------	--	--------------	----	----

別表第18 (駐車禁止) 珠洲警察署管内の表7の項を次のように改める。

7	県道飯田港線	珠洲市飯田町16部6番地先から 珠洲市飯田町15部75番地先まで	約310 メートル	終日	車両
---	--------	-------------------------------------	--------------	----	----

別表第18 (駐車禁止) 2以上の警察署管内にまたがる表83の項を次のように改める。

83	主要地方道松任 宇ノ気線、市道 1級幹線126号 戸水町線	金沢市鞍月3丁目145番地先から 白山市乾町157番地1先まで (山側)	約10,410 (金沢西 署約6,250、白山署 約4,160) メートル	終日	車両
----	--	--	---	----	----

別表第21（優先道路の指定）2以上の警察署管内にまたがる表3、4の項を次のように改める。

3	主要地方道松任 宇ノ気線、市道 1級幹線126号 戸水町線	白山市乾町157番地1先から 金沢市鞍月3丁目145番地先まで (海側)	約10,460（白山署 約4,160、金沢西署 約6,300）メートル	終日
4	主要地方道松任 宇ノ気線、市道 1級幹線126号 戸水町線	金沢市鞍月3丁目145番地先から 白山市乾町157番地1先まで (山側)	約10,410（金沢西 署約6,250、白山署 約4,160）メートル	終日

別表第1（信号機の設置場所）輪島警察署管内の表73の項を次のように改める。

73	削	除
----	---	---

別表第4（指定方向外進行禁止）寺井警察署管内の表55の項を次のように改める。

55	削	除
----	---	---

別表第9（追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止）白山警察署管内の表48の項を次のように改める。

48	削	除
----	---	---

別表第11（最高速度の指定）白山警察署管内の表318の項を次のように改める。

318	削	除
-----	---	---

